

教育本部内規

第1条 教育本部規程第7条に基づき、内規を定める。

第2条 諮問委員会は、教育本部長の諮問に答申する。委員は、各ブロックの教育本部専門委員の中から教育本部長が任命する。但し、学連ブロックは除く。また、委員会は必要に応じて教育本部長が招集する。

第3条 教育本部は、教育本部規程第1条に定める任務を遂行するため、各部・各委員会等の所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 渉外部

総務委員会は、教育本部の庶務業務を行う。

国際情報委員会は、一般の国際渉外に関する事項を行う。

(2) 普及部

研修委員会は、スキーの研修・講習に関する事項の企画立案・運営を行う。

スクール振興委員会は、公認スキー学校の公認審査に関する事項、公認スキー学校主任教師研修会の企画運営、公認スキー学校での指導活動の充実、インバウンド受け入れ、リスクマネジメント、人材育成等を検討し、共有する。

検定委員会は、スキーの検定・デモンストレーターの選考に関する事項を行う。

(3) 技術選運営部

スキー技術選委員会は、全日本スキー技術選手権大会の企画立案、運営、ジャッジシステム、マーケティング、ブランディング等に関わる事項を行う。

ジュニア技術選委員会は、全日本ジュニアスキー技術選手権大会の企画立案、運営、ジャッジシステム、マーケティング、ブランディング等に関する事項を行う。

マスターズ技術選委員会は、全日本マスターズ技術選手権大会の企画立案、運営、ジャッジシステム、マーケティング、ブランディング等に係る事項を行う。

スキージャッジ検証チームは、技術選3大会の審査方法、内容の検討を行う。

(4) スノーボード部

スノーボード委員会は、スノーボードに関する技術の研究・検定・研修に関する事項を行う。

スノーボード・デモンストレータープロモートチームは、スノーボードデモンストレーターの技術強化・育成に関する事項、国内外へのスノーボードの魅力発信に関わる事項を行う。

(5) クロスカントリー部

クロスカントリー委員会は、クロスカントリースキーに関する検定・研修・講習に関する事項を行う。

(6) 安全対策部

安全対策委員会は、スキーパトロールの育成・検定・研修に関する事項、安全対策の調査研究、国際スキーパトロール連盟との連携を行う。

(7) スキー・デモンストレータープロモートチームは、スキーデモンストレーターの技術強化・育成に関する事項、国内外への一般アルペンスキーの魅力発信に関わる事項を行う。

第4条 教育本部の会議は、次の各号に掲げるとおりとし、必要に応じ本部長

が招集し、本部長又は本部長の指名する者を議長とする。

- (1) 教育本部理事会は、理事で構成し、教育本部に関するすべての事項を審議する。
- (2) 教育本部会議は、理事、部長及び委員長で構成し、教育本部に関わる必要事項の審議を行う。ただし、必要がある場合は、その他の者を加えることができる。
- (3) 専門委員会会議は、理事、部長及び専門委員で構成する。
- (4) 各部・委員会会議は、本部長の承認を得て開催する。
- (5) 加盟団体教育本部長連絡会議は、本連盟と加盟団体の連携を密にするために開催することができる。ただし、加盟団体からの出席者の参加経費の負担は行わない。

2 会議の記録は、本部長の指名する者が担当する。

第5条 部長、専門委員及び技術員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 部長は、当該部の業務全般を統括するとともに、担当理事との連絡調整に努める。
- (2) 専門委員は、教育本部所管事項について理事会の諮問に応えると共に、教育本部行事の企画運営の実務に当たるものとする。とくに広い視野に立ち、スキー、クロスカントリースキー、スノーボード及びパトロール技術の研究、普及に努め、指導者並びにパトロールの資質向上のために技術の研鑽に努める。
- (3) スキー技術員、スノーボード技術員は、常に専門委員から、本連盟の方針及び施策等を吸収し、所属するブロック及び加盟団体の指導者を指導し、スキー、クロスカントリースキー及びスノーボードの普及発展に寄与する。
- (4) パトロール技術員は、常に専門委員に協力し、安全対策パトロール部所管事項の事業・業務の遂行に協力する。

第6条 デモンストレーターの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ナショナルデモンストレーターは、教育本部が統括し、スキー技術の研究及び指導技術の普及に携わる。
- (2) S A J デモンストレーターは、加盟団体に所属し、ナショナルデモンストレーターに準ずる任務の遂行に当たる。ただし、研修、強化等に伴う経費は本連盟では負担しない。
- (3) ナショナルデモンストレーター及びS A J デモンストレーターは、広く一般大衆との接点において、スノースポーツの普及を行う。
- (4) ナショナルデモンストレーター及びS A J デモンストレーターは、本部理事会が認めた行事に、役員、委員又は講師として本部長から派遣されることがある。

2 スノーボードデモンストレーターの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ナショナルスノーボードデモンストレーターは、教育本部が統括し、スノーボード技術の研究及び指導技術の普及に携わる。
- (2) S A J スノーボードデモンストレーターは、加盟団体に所属し、ナショナルスノーボードデモンストレーターに準ずる任務の遂行に当たる。ただし、研修、強化等に伴う経費は本連盟では負担しない。
- (3) ナショナルスノーボードデモンストレーター及びS A J スノーボードデモンストレーターは、広く一般大衆との接点において、スノースポーツの普及を行う。
- (4) ナショナルスノーボードデモンストレーター及びS A J スノーボードデ

モンストレーターは、本部理事会が認めた行事に、役員、委員又は講師として本部長から派遣されることがある。

第7条 この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年 8 月	改訂
昭和61年 5 月	改訂
昭和61年 8 月	改訂
昭和63年 3 月	改訂
平成 2 年11月	改訂
平成 4 年10月	改正
平成 4 年12月12日	改正
平成 6 年10月 3 日	改正
平成 7 年10月13日	改正
平成 9 年 6 月28日	改正
平成10年10月 5 日	改正
平成12年 9 月20日	改正
平成13年 9 月28日	改正
平成14年11月 5 日	改正
平成15年 6 月27日	改正
平成15年11月 7 日	改正
平成16年 6 月25日	改正
平成16年11月 2 日	改正
平成18年11月 1 日	改正
平成19年 7 月 5 日	改正
平成20年 9 月16日	改正
平成21年 9 月18日	改正
平成22年 8 月31日	改正
平成23年 9 月20日	改正
平成24年 9 月26日	改正
平成25年 8 月 9 日	改正
平成26年 7 月15日	改正
平成28年 7 月15日	改正
平成29年 7 月15日	改正
平成30年 7 月 6 日	改正
令和 2 年 7 月 8 日	改正
令和 3 年 7 月 7 日	改正
令和 4 年11月21日	改正